

令和3年第2回

中札内村議会臨時会会議録

令和3年5月7日（金曜日）

◎出席議員（7名）

1番	欠員	2番	中西千尋君
3番	黒田和弘君	4番	大和田彰子君
5番	北嶋信昭君	6番	船田幸一君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 森田匡彦君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	川尻年和君
住民課長	高島啓至君	住民課長補佐	山本一美君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 平澤悟君 書記 柴田翔太郎君

◎議事日程

- | | | |
|---------|----------|------------------------------------|
| 日 程 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日 程 第 2 | | 会期の決定 |
| 日 程 第 3 | 議案第 27 号 | 中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日 程 第 4 | 議案第 28 号 | 中札内村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について |

◎開会宣告

- 議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は7人です。
定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第2回中札内村議会臨時会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（中井康雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番大和田議員と5番北嶋議員を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

- 議長（中井康雄君） 日程第2、会期の決定を議題にしたいと思います。
お諮りします。
この臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。
このことに異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日に決定しました。

- ◎日程第3 議案第27号 中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定について
◎日程第4 議案第28号 中札内村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長（中井康雄君） この際、日程第3、議案第27号、中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定について、日程第4、議案第28号、中札内村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括して議題にします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

- 村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。
本案件は、国において本年3月31日付で公布、4月1日から施行された、地方税法等

の一部を改正する法律ほか関係政令並びに省令の一部改正に伴い、村税条例及び固定資産評価審査委員会条例の内容を調整する必要が生じたことから、本村条例の一部改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） それでは、補足説明いたします。黒ナンバー2番、議案関係資料の1ページをお開きください。

今回の改正は、いずれも地方税法等の改正を基本とした条例の一部改正となりますが、条例本文のほか附則の一部改正が混在、複雑化しており、新旧対照表による説明では分かりにくいいため、改正概要をまとめた資料をもとに、要点のみを抜粋して説明させていただきます。

なお、改正いたします条例の墨付きカッコ書き表示の読み上げ、または、条項の繰り上げ、繰り下げと簡易な字句の修正などにつきましては、一部説明を省略させていただきます。

初めに、村税条例等の一部改正を説明いたします。

まず、ページ上段の1村民税の関係ですが、(1)は村民税均等割の非課税の範囲を見直すもので、扶養親族としてカウントする者を16歳未満と控除対象扶養親族に限定する改正となります。

ここで言う控除対象扶養親族とは、四角で囲った解説に記載するとおりであります。

(2)及び(3)下段の第4項関係は、給与所得者と公的年金所得者に係る扶養親族申告書の電子化によるもので、大きくはこれまでの税務署長による承認を廃止し、オンラインシステムによる提供、手続きを可能とするものであります。

また、(3)上段の第1項関係、こちらの方は、公的年金所得者の扶養親族申告書に記載すべき扶養親族について、これまでの控除対象扶養親族を除くとした文言から年齢16歳未満の者に限るとした取り扱いの見直しを合わせて行うものとなります。

続きまして、2ページをお開きください。

(4)につきましては、村民税の減免を規定するものですが、新たに地方自治法に基づき認可を受けた地縁団体並びに特別の事由がある者を条文に加える改正となります。

続いて、(5)におきましては特別徴収税額、その下(6)は退職所得申告書の改正となりますが、いずれも退職所得申告書の提出に係る規定を整備するもので、先ほどと同様に税務署長の承認を廃止するとともに、電子手続きによる提供を可能とするため追加を行うものであります。

(7)村民税所得割の非課税の範囲ですが、先ほどの(1)と同様に非課税を判定する際の扶養親族の範囲を見直す改正となっております。

その下、(8)、こちらは特定一般用医療薬等の購入、支払いに関する医療費控除の特例期間延長の改正となります。これは個人村民税を対象としたもので、これまで令和4年度を終期としていたものを令和9年度まで延長するものであります。

続きまして、3ページ、(9)新型コロナウイルス感染症に係る住宅ローン控除の特例です。対象となる納税者の所得税額から控除することができない額を個人村民税から控除する事ができる期間、この期間を現行の令和15年度、こちらを令和17年度まで2年間の延長を行うほか、居住を開始する年の規定を現行の令和3年から令和4年に拡充するもの

となっております。

続きまして、2 固定資産税の関係です。まず（1）、これは条例附則第10条の2、第3項から第13項の規定を法改正に合わせて条項のズレを修正するほか、経過期間による条項の削除、上部法の改正に合わせた文言修正並びに追加による整理を行うものとなっております。

（2）は、土地に課する固定資産税の特例に関する用語を謳った条項となります。こちらは現行の令和2年度を終期としている見出しの基準年度を、令和3年度から令和5年度までの標記に改めるものであります。

（3）は、土地価格の特例として地価の下落修正の期間を謳う条文となっております。見出しと条文内の令和2年度を終期とした基準年度につきまして、令和4年度又は令和5年度とした延長を図る改正となっております。

その下（4）、宅地等の固定資産税の特例、4 ページ上段（5）は、農地に係る固定資産税の特例の条文となります。こちらは負担調整措置の期間を謳う見出し並びに条文について、先ほどと同様に令和2年度を終期とした特例の基準年度を延長するほか、令和3年度分の固定資産税に限り、前年度の課税標準額を上回る場合において、前年度の額に据え置く特例を追加するものであります。

続きまして、4 ページ、3 特別土地保有税の関係です。課税の特例を謳った条項のうち、令和2年度を終期としていた基準年度、並びに土地取得時期の要件をそれぞれ3年間延長するものであります。

続いて、4 軽自動車税の関係です。こちらは、おおまかに環境性能割の税率区分の見直し、環境性能割の臨時的軽減期間の延長、種別割のグリーン化特例の見直しによる改正となっております。この改正内容につきましては、6 ページの別紙をご覧ください。

まず、上段の環境性能割の税率区分では、車両の区分にありますクリーンディーゼル車が、構造要件による非課税から除外され、令和3年度から達成度合いによる税率区分に変更となります。また、表中段の2020年度基準から2030年度基準に置き換えられ、プラス達成率による表示区分から、達成度合いによる基準、表示に変更となります。

続きまして、ページ中段以降の種別割のグリーン化特例の関係です。既に令和元年度において法制化されている表下段の基準プラス達成率による区分が軽減の対象外となり、先ほどと同様にクリーンディーゼル車が構造要件から除かれることとなります。

資料の4 ページにお戻りいただきたいと思えます。改正概要に沿って説明を加えさせていただきます。

（1）環境性能割の税率につきましては、地方税法においてエネルギー消費効率の割合が追加されたことに伴い、関係条項を整備するものであります。

（2）軽自動車税の環境性能割の非課税につきましては、環境性能割の税率1%を臨時的に軽減する措置について、前年度末の3月31日までとされていた期間を9か月間延長し、令和3年12月31日までの取得を対象とするものとなっております。

（3）環境性能割の賦課徴収の特例、こちらは（1）と同様にエネルギー消費効率の割合追加に合わせた改正を行うほか、5 ページ（4）種別割の税率の特例、こちらの方は、営業用車両に限定して種別割のグリーン化の特例期間を2年間延長するため、新たな条項を追加するものであります。

次に、ページ下段の第2条改正と書かれたところであります。こちらにつきましては、村民税の関係のみとなりますが、昨年4月の臨時会において提案、ご承認をいただきました。

た改正条例第2条のうち、上部法の改正による条項のズレを改めるもので、(1)に記載いたします法人村民税の申告手続きなど、これに係る規定が主なものとなっております。

以上で、村税条例の一部改正に係る説明を終わりますが、施行日に関しましてはそれぞれ資料の項目ごとに記載するとおり、本年4月1日、翌年1月1日、令和6年1月1日の3段階となっております。

引き続き、固定資産評価審査委員会条例の一部改正について説明をいたします。資料最終項、24ページをお開きください。

今回は、上部法の改正に伴う押印等の見直しを本村条例に反映させるものとなっております。

第4条は書面審理を謳う条項のうち第4項を廃止し、以下1項の繰り上げを行うとともに、次の第5条では提出者の署名、捺印の文言を削除するもので、いずれも公布の日から施行いたします。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これら2件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第27号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第27号、中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

議案第28号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第28号、中札内村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第2回中札内村議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時17分